

平成28年7月29日
海事局 船舶産業課

船舶産業事業者の「経営力向上計画」を認定しました ～船舶産業の稼ぐ力の強化を応援します～

本年7月1日に施行された「中小企業等経営強化法」に基づき、船舶産業分野で中小企業が策定する「経営力向上計画」を本日、初めて1件認定しました。
経営力向上計画の認定を受けた事業者は、税制等の支援措置が受けられます。

1. 認定事業者

株式会社ミズノマリン（法人番号：7120901025812）

2. 今後の予定

引き続き「経営力向上計画」の申請を受け付けており、順次審査をしております。申請書類は実質2枚のみであり、郵送による申請が可能です。申請についてご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

3. 経営力向上計画について

①経営力向上計画の認定及び支援措置

中小企業・小規模事業者等は、人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための取組内容などを記載した事業計画（「経営力向上計画」）を作成します。計画の認定を受けた事業者は、機械及び装置の固定資産税の軽減（資本金1億円以下の会社等を対象、3年間半減）や金融支援等（低利融資、債務保証等）の特例措置を受けることができます。

②船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針

造船業・船用工業に関する経営力向上計画は、7月1日に告示した「船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針」（平成28年国土交通省告示第865号）に基づき、地方運輸局及び神戸運輸監理部にて認定を行います。

添付資料：株式会社ミズノマリン 経営力向上計画の概要

【問い合わせ先】

国土交通省 海事局 船舶産業課 中村、松本
（代 表）03-5253-8111（内線）43-623
（直 通）03-5253-8634（FAX）03-5253-1644